

保育所入所希望される方へ

「入所できる基準」

保護者が仕事や病気などのため下表の1～6までに該当し、家族で児童を保育できない場合で、かつ、同居している親族やその他の者も保育できない状況にある場合です。

「入所の手続き」

入所申込書に記入のうえ、福祉課福祉班へ提出して下さい。

新年度の申込受付は例年12月中旬ですが、添付書類が受付期間内に用意できない場合でも申込書だけ先に提出して下さい。

「入所の承諾」

保育に欠ける事実を確認し、入所を承諾しますが、第1希望の保育所が入所定員を超えた時は、他の園へ入所していただく場合があります。

「保育料」

児童の両親及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の所得税、町民税で決まります。

入 所 の 要 件		添付書類
1	（居宅外労働） 昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、児童の保育ができない場合	前年分の源泉徴収票の写 確定申告書控の写 雇用証明書
2	（居宅内労働） 昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、児童の保育ができない場合	確定申告書控の写 内職証明書
3	（母親の出産等） 母親が妊娠中、または、出産前後で児童の保育ができない場合	母子健康手帳等
4	（疾病等） 病気や負傷または、心身障害等で児童の保育ができない場合	身体障害者手帳等 診断書
5	（病人の介護等） 長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるので、いつもその介護にあっており、児童の保育ができない場合	身体障害者手帳等 診断書 実地調査
6	（家庭の災害等） 火災、風水害、地震などの復旧のため、児童の保育ができない場合	実地調査